

「全国均一運賃込み販売制」の覚書（昭和34年6月22日付）  
 社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本出版取次協会

## 覚書

三者（出版・取次・小売）の互譲と協力によって業界健全化のための重要課題の一つである運賃問題を解決し、併せて取引正常化に資する「全国均一運賃込み販売制」の実施を、取次販売原価に定価の一分を織込むことによつて、来る昭和三十四年九月一日より実施するに当り、日本書籍出版協会（以下甲と称す）と日本出版取次協会（以下乙と称す）の両者は左記事項を茲に確約する。

一、「全国均一運賃込み販売制」を、乙に所属する会員各取次店の販売原価に定価の一分を織込むことによつて来る昭和三十四年九月一日より実施する。

二、「全国均一運賃込み販売制」の実施を、速にかつ円滑に軌道にのせるといふ目的のため

めに、取次側が現在可能とする合理化を以つてしてもなお当面生ずるところの不足財源の一部補填のために、甲は甲に所属する会員各出版社に対し、次の基準によつて、全国的に販売先をもつ自社取引先取次店（註Ⅱ都内及び近県を主な販売先とする取次店は除く）へ応分の負担協力量を要請する。

### 協力負担金拠出基準

取次店扱によつて販売する書籍の定価百円当りの平均重量が約百五十瓦以下で、注文委託等を合わせた平均返品率が三割以内で、かつ版元卸正味に従来取次店にて加算していた取次口銭が七分又はそれ以上であったような出版社の場合においても取次店よりうけ

る書籍の総支払金額の最低千分の三程度を負担する。

但し右の基準による負担金協力の期間は、実施日より起算して向う一カ年間とする。

三、前項の基準により各出版社と各取次店との個々の話合いによつて成立するところの協力負担金は、取次店が出版社に対して支払う品代金中より取次店において差引くことを便宜上の原則とする（註Ⅱ円以下の端数は切捨てる）

四、主として遠隔地書店を販売先とする地方取次店は、全国的に販売先をもつ取次店のそれよりも運賃負担は過重であり、従つて第二項の基準による協力負担金以外になお若干の協力を必要とすることが認められる。しかしながらこのことは取引上の差異にもよることであるから、関係出版社

と当該取次店との個々の話合いによつて善処されるべきものとす。

五、協力負担金拠出基準を適用することによつて、全国均一運賃込み販売制を実施するに伴い、超過運賃出版社負担という現行暫定措置ならびに地方売価記載措置は廃止する。

六、全国均一運賃込み販売制の実施以後においても、常備委託品に関する運賃負担の方法は、個々の常備委託契約に基いて取扱われるべきものとす。

右協約事項を証するため本書二通を作成して各自一通を保有する。

昭和三十四年六月二十二日

甲 日本書籍出版協会

会長 下中彌三郎

乙 日本出版取次協会

会長 池辺 伝